

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日に〇会社に採用され〇会社〇工場に派遣されロボット製造業務に従事した。

請求人は、平成〇年〇月〇日及び〇日に事業場においてロボット組み立て作業に従事していたが、クリーンルーム内のためクリーンブーツを履き、ブーツがずり落ちないように、膝の下部をベルトで締めつけた状態で長時間に渡り、しゃがんで膝を曲げきったまま力を入れたり、踏ん張ったりする状況が作業中ずっと続き、膝の神経が強く圧迫された状態での長時間作業によって両腓骨神経麻痺を起したとして、平成〇年〇月〇日、〇整形外科に受診し、「両腓骨神経麻痺」と診断された。

請求人は、この傷病は業務によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病「両腓骨神経麻痺」と業務との間に相当因果関係が認められないとして支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

負った怪我の原因は、業務上の災害であることは、明らかである。したがって、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

(1) 業務遂行性

請求人は、ロボット組立作業において、膝下をマジックテープで締め付ける形の靴を履いて行っている。しゃがんで膝を曲げたまま、力を入れたり踏ん張る状況が続き、膝の神経が強く圧迫された状態での長時間作業により、両腓骨神経麻痺が生じ、両足のしびれや筋肉痛等の違和感を感じたものである。

なお、当該作業については派遣先事業場における実地調査により確認している。

(2) 業務起因性

本件請求人に発症した両腓骨神経麻痺は、災害性のもの（負傷を起因とするもの）であるとは認められない。

請求人が従事する作業について、常態としてしゃがんだ姿勢で行うものであるが、地方労災医員の意見によれば、通常の異常のない者が、同様の作業をして発症するかどうかは疑問とされている。また、作業姿勢が拘束される作業ではなく、姿勢の変更は可能であったこと、着用する靴についても調節可能であり、下肢に過度に負担がかかる業務とは認められない。よって、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められない。

(3) 結論

以上のことから、本件傷病は業務が原因となって発症したのではなく、業務との相当因果関係は認められない。

4 審査官の判断

請求人に発症した両腓骨神経麻痺について、医証を見るに、局医は、「本請求人の障害名は両腓骨神経麻痺である。その原因は長時間による膝屈曲位での作業による可能性がある。本請求人は以前に神経筋疾患に罹患した事はなく、家族歴や特別の外傷歴もない。通常の異常のない者が、同様に作業をして発症するかどうかは疑問である。」と所見するが、原因は長時間による膝屈曲位での作業による可能性に言及している。〇整形外科〇医師は、「患者申し立ての災害発生状況から腓骨神経麻痺の発症の可能性はあると考える。発症メカニズムについては、初診時、腓骨頭部に tinel's sign を認めており、膝下でマジックバンドを締め、膝を屈曲することにより腓骨頭とバンドの間で腓骨神経が圧迫され、長時間屈曲位を保持することで、長時間に渡り神経が圧迫されたと予測される。また、同肢位で

踏ん張ったり力を入れることで圧迫力が増強、更には阻血的な環境が加わり筋組織での神経の絞扼を来たしたことが予測される。」と所見し、局医は、「患者の訴える作業態様、臨床症状から典型的な腓骨神経麻痺と考えられる。つまり、腓骨神経はひ骨骨頭の後外側の下端を走り骨と皮膚の間で神経が圧迫され麻痺を起し易い。腓骨骨頭部をマジックテープで締め、膝を屈曲していると神経麻痺が生じることは医学的に妥当である。既往歴に神経麻痺がない。麻痺の生じた翌日から医証がある。主治医が初診時に腓骨骨頭部に神経麻痺の症状を確認しており、且つ経時的に筋力が回復しており医学的に新鮮な神経麻痺と考える。これらを総合すると本件は業務上神経麻痺が生じた可能性が極めて強い。よって医学的に業務上の災害と考える。」と所見している。

請求人は、ロボット組立作業において、ブーツ状であるクリーン靴がずれないように膝下をマジックテープで締め付け、しゃがんで膝を曲げきったまま、力を入れたり、踏ん張る状況が続いたものである。この膝の神経が強く圧迫された状態での長時間作業により両腓骨神経麻痺を発症したとして労災請求をなしたもので、これらの医証から、請求人に発症した両腓骨神経麻痺は、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因する疾病であると認められる。

次に請求人の休業補償給付請求（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）について検討すると、〇整形外科〇医師は、請求人の就業許可の時期について、「症状の推移から判断して、平成〇年〇月初旬より、従前同様の作業への復帰は今少し困難であるとしても、しゃがみ動作や、左下肢に瞬発力を要したり長時間の歩行等で同部位を刺激するような業務でなければ就労は可能としている。」と所見していることから、休業補償給付を請求した期間より後の平成〇年〇月初旬から就業可能としているので、これを支給しないとする理由はない。

以上のことから、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものと認められ、監督署長が請求人になした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。